

事務連絡
令和2年4月2日

北海道開発局建設部 建設行政課長補佐
各地方整備局道路部 路政課長
交通対策課長
沖縄総合事務局開発建設部 道路管理課長 殿

国土交通省道路局道路交通管理課
車両通行対策室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症発生に伴う物流に係る特殊車両通行許可事務の取扱いについて

標記については、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしたので、適切に対処いただくようお願い致します。

記

特殊車両の通行が、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い生じた緊急な物流の必要に対応するためのもの（注）である場合には、申請者からの連絡等に基づき、最優先で処理・決裁を行い、可能な限り迅速に許可証の交付を行うこと。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療のために使用される車両は、車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第十四条第一項に規定する車両に該当し、同令の規定が適用されないことに留意されたい。

（注）消毒液等の衛生資材などを含む不足する諸物品の運搬。

※ 上記の内容については、特車PRサイト (<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>) においても掲載する。